

【資料 1－2】

福島県安全で安心な県づくり推進会議設置要綱

(設置)

第1条 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例における安全で安心な県づくりを推進し、かつ市町村及び県民等への活動支援に対する意見及び助言を県民等から幅広く求めるため、福島県安全で安心な県づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を協議し、意見及び助言を行う。

- (1) 安全で安心な県づくりに関する基本計画の策定、変更及び評価に関すること。
- (2) 県民、事業者及び地域活動団体（以下「県民等」という。）による安全で安心な県づくりに関する自主的活動の推進に関すること。
- (3) 県、市町村及び県民等の連携の推進に関すること。
- (4) 市町村及び県民等の活動支援に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(委員任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 再任はできるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によるものとし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を主宰し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に推進会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、危機管理部危機管理総室危機管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。